

氏名	オレグ・プリミアニ
学位	博士（日本語文化学）
学位記番号	
学位授与年月日	
審査研究科	外国語学研究科
論文題目	江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額—和歌・書・絵の系統を中心に—
論文審査委員	(主査) 大東文化大学教授 藏中 しのぶ (副査) 大東文化大学教授 寺村 政男 (副査) 大東文化大学特任准教授 青木 淳子 (副査) 国文学研究資料館副館長・総合研究大学院教授 寺島 恒世

博士論文 審査報告

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

1. 論文の要旨およびその特色

本論文の研究対象は、江戸初期元和三年（一六一七）から正保三年（一六四六）の三十一年間に制作され、今日に伝存する次の七本の東照宮三十六歌仙扁額である。

□二代將軍徳川秀忠の代（一六〇五～一六二三）に成立

- (1) 元和三年（一六一七） 栃木・日光東照宮（以下、「日光本」と略称）
- (2) 元和三年（一六一七） 静岡・久能山東照宮（以下、「久能山本」と略称）
- (3) 元和七年（一六二一） 茨城・水戸東照宮（以下、「水戸本」と略称）

□三代將軍徳川家光の代（一六二三～一六五一）に成立

- (4) 寛永十七年（一六四〇） 埼玉・仙波東照宮（以下、「仙波本」と略称）
- (5) 寛永二十一年（一六四四） 群馬・世良田東照宮（以下、「世良田本」と略称）
- (6) 寛永二〇年（一六四三） 石川・尾崎神社（以下、「金沢本」と略称）
- (7) 正保三年（一六四六） 愛知・滝山東照宮（以下、「滝山本」と略称）

東照宮三十六歌仙扁額は、徳川家康神格化のために造営された東照宮拝殿の建築の一様式として定着している。本論文は、種々の制約のために研究が立ち遅れを見せていた全国の東照宮所蔵の三十六歌仙扁額に着目し、研究対象として、最初期の作品群である江戸初期の現存七本をとりあげ、歌仙和歌本文（第一章）・歌仙和歌の散らし書きの書式（第二章）・歌仙絵の装束（第三章）と構図（第四章）を軸に、諸本の成立の経緯を解明し、系統分類をなしたものである。

入木道の権威・曼殊院良恕法親王宛て後水尾天皇宸翰を論拠として、最初期の元和三年（一六一七）制作の日光本（祖本、『世尊寺家三十六人歌合草之形散形』に類するもの）と久能山本（祖本、北野天満宮「清水谷歌仙」）の祖本をあきらかにし、これを基準として七本を精査し、諸本の性格を解明した。さらに、『世尊寺家三十六人歌合真之形散形』（以下、「真之形」）の奥書から、歌仙扁額が神に奉納されるという属性に注目し、独自の視点として三十六歌仙絵の身体と顔の向き的重要性を提示して、日光本の歌仙絵の構図を三類型に分類した（第四章）。また、日光東照宮から移管されたという伝承をもつ世良田東照宮三十六歌仙扁額について同様の調査を試み、世良田東照宮三十六歌仙扁額が寛永二一年の新作であることをあきらかにした（第五章）。

2. 論文の審査内容および評価

本論文は、次の五章および附録1～5から成る。

序章

第一章 江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額の歌仙和歌本文—日光本系統と久能山本系統を中心に—

第二章 江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額の歌仙和歌の書の系統

—『世尊寺家三十六人歌合草之形散形』と日光本を中心に—

第三章 江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額の歌仙絵の系統—男歌仙絵の装束を中心に—

第四章 江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額の歌仙絵の系統—構図を中心に—

第五章 世良田東照宮三十六歌仙扁額の伝来—日光東照宮移管説の再検討—

終章

附録 1 歌仙和歌本文の対照表

附録 2 『世尊寺家三十六人歌合草之形散形』の散らし書き

附録 3 日光東照宮三十六歌仙扁額の散らし書き

附録 4 世良田東照宮三十六歌仙扁額の散らし書き

附録 5 歌仙絵の対照表

「序章」では、研究対象である三十六歌仙扁額について概観し、研究史を整理した。江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額は成立時期から二分類される。第一に、二代将軍徳川秀忠（在職一六〇五～一六二三）の代に成立した日光本・久能山本・水戸本、第二に、これを引き継いだ三代将軍徳川家光（在職一六二三～一六五一）の代に制作された仙波本・世良田本・金沢本・滝山本である。全体の構想として、歴史的な視座から、江戸の武家政権・徳川幕府が、京の公家文化の象徴である三十六歌仙を導入することで権威付けを図ろうとする営みであったことはもっと強調すべきである。

「第一章」では、従来、研究が手薄であった書の面から、曼殊院良恕法親王宛ての後水尾天皇宸翰によって、徳川秀忠と後水尾天皇の動向を解明した。第一に、持明院書流の重鎮、森尹祥『世尊寺家三十六人歌合草之形散形』（以下、「草之形」）に基づく詳細な分析によって日光本の成立を論証し、水戸本を含む「日光本系統」を立てた点、第二に、後水尾天皇宸翰によって、久能山本の歌仙和歌の祖本を北野天満宮に伝来する折本三十六歌仙画帖（以下、「清水谷歌仙」）に比定し、滝山本を含む「久能山本系統」を立てた点、この二系統の成立過程と来歴を解明したことは、優れた成果である。第三に、祖本があきらかになった日光本・久能山本が主要な二系統を形成することを導いたことは大きな成果であり、後水尾天皇宸筆の二系統の歌仙和歌の本文が、江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額に大きな影響を与えたという結論は首肯される。

論述の過程からは、三十六歌仙扁額に向かう着実な姿勢がうかがわれ、日本人研究者には重視されていなかった独自の研究分野にメスを入れた優れた論考として高く評価される。なお、東照宮扁額系統の和歌本文が、東照宮扁額以外の三十六歌仙の和歌本文とは異質である点は、あらかじめ明示されたい。

「第二章」では、日光本の歌仙和歌の散らし書きを対象とし、書の面から具体的に行の配置と配列を検証し、その系統の解明を試みた。その結果、森尹祥「草之形」には、「行を紙面四方に散らす形」「行を散らさない形」の二種類の書式があり、日光本がその書式を踏襲していることを論じた。

先学の指摘を踏まえつつ、全作例を対象とする丁寧な比較作業を通して得られた成果は、確実な論証として評価される。労多き作業により、多彩な散らし書き用例につき、室町時代の書流に関わる『麒麟抄』等を参看しながら、「雁行書き」と称し、縦長・横長に下位分類してその総体を俯瞰したことは貴重な成果に違いない。ただ、さらに望まれるのは、検討の結果から得られる、本論文の課題と関わる立論である。系統分類であれ、成立考証であれ、散らし書きの分析を総括したところから、何らかの見通しを示したかった。

「第三章」では、装束を基準として七本の歌仙絵を調査した。僧衣である僧侶歌仙二名、女房装束である女歌仙五名を除き、男歌仙絵二十九名の装束を（１）文官束帯、（２）武官束帯、（３）衣冠という有位装束の三種類、（４）狩衣、（５）直衣という無位装束の二種類に分類し比較検討した。その結果、第一に、歌仙絵の装束は七本にわたって８３％一致すること、第二に、仙波本・世良田本には異同が見られ、世良田本の壬生忠見を除けば、装束の異同はすべて（１）（２）（３）の有位装束の交替であることを指摘した。この装束の高い一致率によって、歌仙絵の「東照宮系統」を想定した。

装束による歌仙絵の検討から導かれた結論は、８３％に及ぶ一致率から、「東照宮系統」が三十六歌仙扁額の主軸を形成していたとする。着実な検討であり、その結論は動かない。ただし、課題に向かう手続きとして、資料化した東照宮系統以外の歌仙絵の図像を論文内に提示し、その比較を踏まえるべきである。また、一致しない部分に対する省察として、特に世良田本・仙波本の異なりを「バリエーション」と片付けず、それ自体を考察の対象にすべきであった。差異の発生要因を探ることは容易ではないものの、異同が生じた理由を「東照宮系統の多様性」にとどめている点には、なお考察の余地がある。些細な手がかりでも捜すべく、歴史的観点をも導入し、今後追究することを期待したい。

「第四章」では、『世尊寺家三十六人歌合真之形散形』（以下、「真之形」）の奥書から、歌仙扁額が神に奉納されるという属性に着目、三十六歌仙絵の身体と顔の向き的重要性を提示し、日光本の歌仙絵の構図を三類型に分類した。その結果、第一に、諸本ともほぼ日光本と同じ構図であること、第二に、水戸本の異同は女歌仙絵のみ、第三に、仙波本の異同は男歌仙絵のみであり、第四に、久能山本・水戸本に共通する「素性」の異同は、日光本系統内部における構図類型（１）から（２）への歌仙絵の多様性による変容と解した。第四に、「中務」は水戸本・仙波本に共通する独自の構図であることを指摘した。第五に、歌仙絵の構図の一致率が高いことから、「東照宮系統」の歌仙絵の系統を定位した。

高く評価されるのは、歌仙の向きが、神殿の方向を中心として配置されるという指摘である。従来、対向姿勢を取るか否か、不明瞭とされてきた三つの図様（左方の斎宮女御と小大君、右方の重之）について、固有の描かれ方をもとに、左方は左向き、右方は右向きであると説いた点はきわめて独創性に富む。特に、正面を向く重之像を左手頬杖姿から右向きとしたことは論者の創見であり、しかも首肯され（１２４頁）、傍証として信明像との近さを挙げることもできる。さらに、左方の素性像が左向き・右向きと随意に入れ替わるのは、一類型しかない右方ではなく、二類型（左向き十二像・顔逆向き六像）を許容する左方に限定されるとする見方は、実態を踏まえた穏当な判断である。言われる限り正しく、可能性の指摘として評価に値する（１４０頁４行目）。

ただし、本章の主要な課題である水戸本と仙波本が有する独自性に関しては、水戸本が女歌仙絵のみである理由、及び仙波本が特異図を多く有する理由が追究されなければならない。「多様性」や「珍しさ」の結論はいかなるケースに対しても言えることで、その理由を探る姿勢を取らなければ、検討すること自体の意味を失わせることとなる。「三十六歌仙扁額は神に奉納するためのもの」という独自の観

点をここでも十全に生かし、その独創性を論のなかで大胆に展開してよい。

「第五章」は、世良田東照宮三十六歌仙扁額の伝来について、日光東照宮奥社の三十六歌仙扁額が、寛永二十一年新たに造営された世良田東照宮に移管されたとする東照宮の伝承を検討し、世良田本が日光から移管されたとする説と、後年の新作とする説について、後者の妥当性を論じたものである。

もし、世良田本が旧・日光東照宮奥社の三十六歌仙扁額であるならば、その歌仙和歌は後水尾天皇宸翰であり、現在の日光本と「草之形」の歌仙和歌本文・散らし書きの書式が一致するはずであるという仮説を検証した結果、歌仙和歌の一致はわずか十六首、散らし書きの一致はわずか十二首、歌仙絵も四名に大きな異同が確認された。これによって、世良田本は、日光東照宮から移管された三十六歌仙扁額ではなく、世良田東照宮の竣工時の新作と結論づけた。

検討は詳細であり、導かれた結論は全く穏当である。ただし、その結論を求めるためなら、ここまで膨大な手続きは不要である。先学の研究を尊重するあまり、自らの論の独自性を発揮しきれていない点が惜まれる。これも前章の課題と同様、比較検討した結果から日光本との比較を行い、その結果として世良田本の個性を指摘する方向に進むことが今後に望まれる。

さらに、「附録1 歌仙和歌本文の対照表」「附録2 『世尊寺家三十六人歌合草之形散形』の散らし書き」「附録3 日光東照宮三十六歌仙扁額の散らし書き」「附録4 世良田東照宮三十六歌仙扁額の散らし書き」「附録5 歌仙絵の対照表」では、上記の考察の論拠となる資料を整理して示した。

以上、多くの作例が知られる東照宮三十六歌仙扁額について、その淵源である元和三年（一六一七）成立の最初の東照宮三十六歌仙扁額・日光本と久能山本を基準として定め、江戸初期の重要作五本について詳細な調査と比較研究をおこない、一字一句にいたる手堅い考証によって、成立から流布にいたる経緯を明らかにしたこと、および、その特徴を丁寧に解き明かしたことは、きわめて大きな成果である。精密な調査考証にもとづいて、東照宮三十六歌仙扁額の発祥段階の祖本をあきらかにし、日光本系統と久能山本系統というふたつの系統を立てたことによって、従来、手つかずであった東照宮三十六歌仙扁額の生成過程の一端が解明された。

本論文によって、江戸初期の東照宮三十六歌仙扁額の成立が、徳川秀忠の働きかけによって後水尾天皇が日光本・久能山本の歌仙和歌を染筆したこと、その背後には、入木道の権威であった曼殊院良恕法親王の指導があったことがあきらかになった。東照宮三十六歌仙扁額の制作は、江戸幕府の草創期、徳川家が京の公家文化を積極的に導入した権威付けの営みであったことを前面に押し出し、二代将軍秀忠の代と三代将軍家光の代とを対照的に示されたい。

これら二本が、以後に成立する東照宮三十六歌仙扁額の源流となり、ふたつの系統生みだしたという点については、その内部の異同をどう考えるかという個別の問題を残している。「歌仙和歌本文、書、歌仙絵に多彩な工夫を可能にする芸術として展開した」という結論は穏当ではあるが、その先がほんとうの課題である。

本扁額のように、類似する作例が多く、相違も見逃しがちな複数の対象を扱う研究においては、問題の所在を見極めることからして難題であり、差異の発生を論証する手立て等はきわめて困難な作業である。そのむずかしい課題に立ち向かい、先行研究の把握から諸本調査を経て、上記の成果を示したことは大いに評価される。附録1～5に掲出された成果と、如上の行論から伺われる、倦まずに取り組み続けた姿勢も高く評価される。残す課題はいずれも今後に解決が期待されるものであり、本論考は博士の学位に相応しい成果と認定される。

わずか四年半の留学期間に、日本古典学・考証学の方法を習得して歴大なデータを整理し、外国人留学生にとってはかなり難解な漢文、古文を主体とした資料を読みこなした。知識にも安定感があり、独自の見解を提示しえた努力は高く評価される。東照宮三十六歌仙扁額の基礎的研究と位置づけられるが、発展性のある有意義な研究テーマであり、今後、実証性・論理性に磨きをかけて、東照宮三十六歌仙扁額の研究を体系的に発展させていくことが大いに期待される。

3. 結論

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする学位論文審査委員会は、全員一致をもって、本論文は博士（日本語文化学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。

以 上